

けんぽニュース



1. 「算定基礎届」のご提出ありがとうございました。なお、未だご提出いただいていない事業所様は、7月12日(月)の提出期限を過ぎておりますので、大至急ご提出ください。
2. 賞与を支給された事業所様は、「賞与支払届」を必ずご提出ください。
支給されなかった場合は「賞与支払総括表」のみご提出ください。
3. ジェネリック医薬品(後発医薬品)使用促進通知を、来月初旬に該当被保険者宛に送付いたします。
先発医薬品の処方を受けておられる方で、ジェネリック医薬品への変更が可能な方についてはできるだけ変更をお願いいたします。
4. 令和3年度も(株)カルナヘルスサポートに委託し重症化予防保健指導を実施します。
ご担当者の皆様には、対象従業員の方に後日お届けする保健指導の案内が封入された封筒等の配布や、電話の取次ぎをお願いいたします。詳細につきましては、(株)カルナヘルスサポートよりお届けする通知や案内をご確認ください(対象者がいない場合は、特に連絡はありません)。大変お手数おかけしますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。
労働安全衛生法で定められた項目について、健診事後措置が事業主の義務として定められています。ご対応の程、よろしくお願いいたします。

重症化予防保健指導 とは

契約委託先 (株)カルナヘルスサポートが皆様の健診結果を元に血圧と血糖値、腎機能に焦点をしぼり、将来の腎不全や血管障害を防ぐための保健指導を行います。血圧はこれまでより低い数値から対象になる一方、脂質、肝機能、貧血等は対象外となります。

健診結果をご送付ください

健診後の保健指導は、「当健保の(生活習慣病健診または1日人間ドック)を受診する」もしくは「事業所で独自に実施された健診結果を健保に送付する」ことで実施対象になります。当健保の健診を利用されない事業所様におかれましては、※40歳以上の方の健診結果を健保までご送付ください。(その際はホームページに掲載の「特定健診質問票」も添付ください)※当健保の健診をご利用の場合は不要です。

健康保険組合における健診の実施率においても、事業所様のご協力が不可欠です。実施率には上記の「事業所で独自に実施された健診結果を健保に送付する」ことも含まれます。実施率が目標値に達しない場合は、現在皆様の健康保険料の中から国に納付しております「高齢者支援金の加算」に繋がります。それは引いては将来の「健康保険料」の引き上げに直結して参ります。健診実施率の向上のためにも、健診結果のご提供を重ねてお願いいたします。

5. 厚生労働省のリーフレット「もしかして、控えてませんか？」を同封しております。健診控えや受診控えで病気の発見や、治療の遅れが問題になっております。従業員の皆様の啓発にご利用ください。(厚生労働省のホームページからDL可能です)

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。(ホームページもご利用下さい。)